

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】					
(3)【監査の状況】					
	項目	A社(日本鑄造)	B社(東電HD)	C社(王子HD)	D社(兼松HD)
③	会計監査の状況 d 監査法人の選定方針と理由	当社監査役会は会計監査人の選定に関しては、独立性および品質管理体制、監査の方法と結果の相当性、監査報酬の水準に問題がないことを確認する方針としており、当該基準を満たしていることから、EY新日本有限責任監査法人を当社第98期事業年度に係る会計監査として再任することといたしました。	会計監査人の職務遂行状況、監査体制及び独立性等を総合的に判断し選定している。会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当する場合、監査委員会は監査委員全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針としている。 また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるなど、会計監査人として適当でないと判断される場合には、監査委員会は、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定する方針としている。	監査品質の維持・向上を実現するための体制を構築していること、独立性及び必要な専門性を有すること、当社の業務内容に対応して効率的な監査業務を実施できる相応の規模とネットワークを持つこと等を勘案し、会計監査人の選定の判断をいたします。 また、会計監査人が適切に職務を遂行することが困難と判断される等の場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。このほか、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。	当社は、会計監査人の選定を独立性、品質管理、監査実施体制、監査報酬等を評価のうえ行う方針としております。また、監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合は会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。当社は、監査法人の選定方針を踏まえ、監査役会の定める会計監査人の評価基準に基づき監査役会が実施した評価、および会計監査人の解任または不再任の決定の方針を踏まえて総合的に検討した結果、会計監査人を再任しております。
	e 監査役および監査役会による監査法人の評価	当社監査役会は、EY新日本有限責任監査法人に対して評価を行っております。同法人の監査の方法と結果は相当であり、当社の会計監査人として職責を果たしていると評価しております。	監査委員会は、会計監査人の評価を行っている。この評価については、会計監査人の職務遂行状況、監査体制及び独立性等について総合的に判断している。	PwCあらた有限責任監査法人の監査品質及び独立性等を総合的に勘案し、会計監査人が適正に行われることを確保する体制を備えていると判断しました。	監査役会は、会計監査人の評価基準を定め、会計監査人の独立性の確保、品質管理、監査実施体制、監査報酬、監査役等とのコミュニケーションについてそれぞれ評価項目を設定しております。監査役会は、これに則り、会計監査人や当社役員および使用人からの資料の確認およびこれらとの定期的な面談を行い、毎年会計監査人の評価をしております。
④	監査報酬の内容等 d 監査報酬の決定方針	監査計画の内容および監査日数等を勘案し、代表取締役が監査役会の同意を得た上で決定しております。	監査報酬については、監査日数等を勘案し、会社法の定めに従い監査委員会の同意を得た上で決定している。	該当事項はありません。	当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査公認会計士等の提示する報酬額、監査計画の内容および監査時間の見積り等について当社の規模、業態などを踏まえた検討を行い、監査役会の同意を取得のうえ決定しております。
	e 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由	当社監査役会は、前期の監査実績の相当性、当期の監査計画の内容および報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等に同意いたしました。	監査委員会は、会計監査人の監査計画、監査実施状況等を確認したほか、社内関係部署及びプロセス等について聴取し、それらについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等に同意した。	当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬額の推移等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項及び同条第2項に基づき同意しています。	会計監査人に対する報酬等について監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行い、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2020年3月期から開示

①「監査役及び監査役会の活動状況」(開催頻度、主な検討事項、個々の監査役の出席状況及び常勤監査役の活動等)

②「継続監査期間」* 2019年3月期有報で83社が早期適用(経営財務No.3422)例:○年間 or ○年○月以降